

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 第1回美里町文化財保護委員会
- 2 開催日時 平成28年6月10日（金）10時00分から11時20分まで
- 3 開催場所 美里町南郷庁舎 2階 201会議室
- 4 会議に出席した者
 - （1）委員 荒関千枝子、栗野敬一、扇 明美、斎藤順一、佐藤憲一、佐藤禮志
曾根昭夫
 - （2）事務局 佐々木教育長、須田課長、扇子補佐、小原技術主幹、岩渕技術主査
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別 公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の人数 0
- 8 会議資料 別添のとおり
- 9 会議の概要

必要に応じて次の事項を記載する。

 - ・意見等の概要
 - ・発言者氏名及び発言内容の詳細な記録
 - ・今後の対応詳細は以下のとおり

(1) 委嘱状交付 名簿順に教育長より一人ひとり交付

(2) 開 会 (午前 1 0 時 0 0 分) 司会 扇子課長補佐

(3) あいさつ

教育長 お忙しい中、委員の 7 名の皆様には、南郷庁舎にお出でいただき感謝申し上げます。先ほど委嘱状の交付時に申しあげましたが、今年から新たに 2 年間お願いすることになりました。大変ころよくお引き受けいただきましてありがとうございます。心より御礼申し上げます。美里町も合併して 11 年目がスタートしており、本年度から新しい美里町の総合計画・総合戦略に基づいて行政を推進しております。

教育委員会といたしましても総合計画に基づいて取り組んでいるところであります。政策の 3 に「文化・芸術振興、伝統文化、文化財の継承」歴史的文化的な地域資源を確実に継承するための対策」として、総合計画に打ち出しております。施策の展開の一部に「文化財の価値の共有及び次世代への継承をめざし、住民に対する文化財に関する学習機会の充実並びに子供たちの地域への誇り及び愛着を育む学習環境の充実を図っていきます。二つ目に、地域住民と共に調査研究を進め、文化財に対する知識及び理解を深め、文化財の保護活動へつなげます。三つ目に、文化財に関するデータベースを充実させ、重要な文化財を計画的に指定して積極的な保護に努めるとともに、文化財所有者に対する支援を行います」と展開方針を掲げてございます。

今日は、教育委員会で諮問したことに関する答申書についていろいろ協議していただくことになっているようですが、先ほど担当から話を聞いたところ槍の指定等々のようでございます。限られた時間ではございますが、どうか 7 名の委員の皆様方に、色々審議をしていただき、美里町の文化財の保存・継承に是非ご尽力いただければ大変ありがたいと思っております。本日はよろしく申し上げます。

(4) 事務局 委員及び教育委員会職員の紹介

(5) 協 議

教育長 協議の に委員長・副委員長の選出となっております。手元の資料に条例が載っていると思いますが、美里町文化財保護条例の「第 2 章 美里町文化財保護委員会」にあります第 6 条 2 の規定のとおり委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選によって定められております。

す。皆さんにお諮りします。自薦・他薦等ございますが、どのようにして委員長・副委員長を選任しますか伺います。

曾根委員 事務局で何か案があればよろしく願います。

教育長 曾根委員から提案がありました。それでよろしいでしょうか。

(全員 “ はい ”)

事務局で事前をお願いをして了承を得たと思います。その方を事務局案として提案したいと思いますので、事務局よろしく願います。

事務局 今年度も第1回の協議事項を見て分かる通り、前年度から引き続きの審議内容となっております。これまでの経緯もありますので前回任期の間、委員長・副委員長を務めていただきました、佐藤憲一委員に委員長を、栗野敬一委員に副委員長をお願いしたいと考えております。

教育長 事務局案として、委員長に佐藤憲一委員、副委員長に栗野敬一委員をご提案申し上げたいと思います、いかがでしょうか。

(全員 “ 異議なし ”)

はい、ありがとうございます。全委員の皆様から異議なしという声をいただきました。あらためて、佐藤憲一委員に委員長を、栗野委員に副委員長をお願いします。一言ごあいさつをいただきたいのですがよろしく願います。なお教育次長ですが、来週から6月の議会がございまして、そちらの対応等々で席を外させていただきますのでよろしく願います。

(場所を移動)

委員長 佐藤でございます。また引き続き委員長をさせていただくことになりましたのでよろしく願います。先ほど教育長さんの話に、新しく指定を受けるものについて町として文化財のさらなる発掘と保全、それから活用にも力を尽くしていくということがありました。文化財保護委員会としましても、これまで以上に町の文化財の保護活用について力を尽くしていきたいと思いますので、皆様ご協力よろしく願います。

副委員長 引き続き副委員長を仰せつかりました栗野でございます。私は特別専門的な知識はないのですが、農業をやりながら、昔から農耕文化の遺産である農具等の発掘について、取り組んでまいりました。平成5年に第1回ふるさと祭りからスタートし、その中でいろいろと新たな問題提起をしまして、地域の皆さんとワイワイ祭りごとをしながらいろんなことを学んできたつもりでございます。今後とも専門的な見地

から皆さんと一緒に学びたいと思いますのでよろしくお願い致します。

委員長 それでは協議に入りたいと思います。協議に入る前に今日の委員会の議事録署名委員を指名させていただきます。順繰りにこれまで通り行っていきたいと思います。今回は、荒関千枝子委員と栗野敬一委員の2名をお願いしたいと思います。それでは本日の議題であります答申書（案）について審議して参りたいと思います。事務局から説明願います。

事務局 委員先生の中には新しく入っていただきました方もおりますので、これまでの流れを確認していきたいと思います。もともと不動堂をお治めになりました後藤家に伝わる槍が、昭和49年10月14日に旧小牛田町公民館に寄贈されました。その後、槍は旧小牛田町公民館の展示コーナーに長らく展示保管されていた状況でございました。しかし、このたびの震災後、文化財はきちんと指定をすることによって、町の責任において積極的に守り伝えていくことが重要であるというような観点から、文化財保護の在り方を改めて見直ししてまいりました。そのような中、「後藤の槍」を指定したいということで平成27年9月30日の定例教育委員会にて審議をした結果、平成27年10月1日付けで指定の是非について文化財保護委員会に諮問されたという状況になっております。

その後、平成27年度に3回の委員会を経て、さまざまな内容について確認を行いました。その確認の中で槍の保存について助言をいただきました。刀剣類ということで、槍の刀身部分については今まで槍の柄に付けられたままで展示されていたのですが、保存という観点から今後は柄から刀身を取り外し、白鞘を作成して保存していくように指摘をいただきました。また平成28年1月22日の第2回文化財保護委員会で未登録であることが発覚したことから、その後平成28年3月18日付けで県の登録審査会を経て刀剣登録を行い、無事町の所有が認められました。さらに6月補正予算で白鞘の作成費についての要求をしているなど、文化財保護委員会の審議内容を受けて、より良い環境で保存するために様々な予算措置等も講じていかなければいけないという考えのもと、教育委員会でも動いております。槍本体の話といたしましては、先にお配りしました資料を読んでいたと思いますが、今回の答申書案の中にも一部触れている形になっています。今日この場で答申書案についてご審議いただきまして、6月23日に予定されています定例の教育委員会にて答申の報告を行います。またその場で槍の指定について審議をしてもらう予定ですので、本日は答

申書案のまとめにつなげていきたいと考えております。

答申書案についてですが、お配りしましたお手元の資料をご覧ください。通常刀剣類の文化財指定の答申となると、美術工芸品としての刀剣の様々な評価について書かれるのですが、今回の後藤の槍については、あくまでも朱色の漆で塗られた槍の柄の部分が非常に重要ということで、美術品的価値のほか、歴史的価値や民俗学的価値にも触れた長めの理由書をつけております。これが一番のポイントとなっております。

それでは一枚目から確認して参ります。答申第4号になります。美里町の答申第1号は「不動堂神楽」になっております。第2号が「十王山の槻の木」、第3号が「素山貝塚」、それで今回が答申の第4号として「後藤の槍」の順番になっております。答申相手は美里町教育委員会の教育委員長になります。答申書の最初の件名としては「後藤の槍の文化財指定について(答申)」と載せております。下では「後藤の朱槍」と書いてありますが、これは諮問を受けた時点では「後藤の槍の文化財指定について(諮問)」という形で受けておりますので答申の件名としても「後藤の槍」とそのまま掲載いたしました。

「指定されるべき文化財」の項目記載としては、「後藤の槍」ではなく「後藤の朱槍」と変更しました。これまでの調査、それから皆様方のご意見をいただいたところ、この朱色の柄の重要性ということがとくと分かってまいりました。重要なことをやはり一番目につきやすいように表に出すことで、どうしても刀身の部分だけに目が行きがちな刀剣類であっても、「朱」の文字を入れることで槍全体が重要だということを認識しやすくなるのではないかと考えました。

指定名称としては、後藤の朱槍は2本ありますので、「長槍」、「袋槍」とつけております。両方とも無銘且つ朱柄の部分が重要ということで朱柄と書きました。指定区分としては有形文化財の工芸品ということになろうかと思えます。2本ありますので員数は2、規模についてはそれぞれ長さを測り記入しております。時期については長い方の「長槍」は室町時代、短い方の「袋槍」が江戸時代です。所在地は美里町役場小牛田庁舎の住所です。所有者は宮城県遠田郡美里町で管理者に美里町教育委員会の名称を入れております。

別紙として、2枚目・3枚目に理由書を付けました。指定されるべき文化財は「後藤の朱槍」として載せております。内容としては、ポイントの一つとして槍の刃の部分の本体だけではなく、そこにまつわる後藤家に伝わった伝説・伝承それ自体が非常に重要ということでもありますので、その伝説・伝承の明記されている文献と共に紹介して

います。またこれまでの保管状況についての指摘と今後のより良い保存・展示・公開等について町の方で積極的に考えていってほしいということも付けて、最後の段落に色々な書き方をしております。

最後に付けました刀剣評価書につきましては、昨年度第2回文化財保護委員会の中で刀剣の評価をしていただきました、白石市在住の宮城先生からいただいた評価内容を記載しております。これについては、非常に悩んだところではありますが、原文のまま評価してくださった方の名前と共に載せることで、町に残っていた評価書のようにいつ・どこの・誰が評価したかわからないということは避けたいということがありましたので、素直にそのまま載せさせていただきました。

以上ポイントを申し上げました。事前配布したプリントでは、皆さんに見ていただいた中で修正点等ありましたら是非教えてください、というような内容で通知しておりましたが、今のところ、昨日時点では特にこの部分はどうかという意見は頂いていないということを申し添えます。以上で説明に代えさせていただきます。

委員長 事務局より説明がありましたが、確認します。町の文化財に「十王山の榎の木」は文化財に指定されたのですか。

事務局 まだ指定はされていません。

委員長 それでは、南郷地区には何が有るのですか。第1号が神楽、第2号が素山貝塚、第3号が榎の木ではなかったのではないですか。

事務局 榎の木については、文化財保護委員会で指定すべきと答申自体は頂いてはおりますが、所有者からの指定同意が得られずに、美里町教育委員会の指定までは至っていない状況です。

委員長 これは指定していないわけでしょう。あくまで所有者の承諾を得て指定できる。文化財としての価値は十分あることはわかるし、文化財保護委員会で答申して価値はあるとしたが、所有者の承諾を得られていないわけですから、指定は出来ないわけですね。つまり指定文化財にはなっていないわけです。

事務局 先ほどは、答申書の番号として「第4号」と申しあげました。これは美里町保護委員会から美里町教育委員会への答申書の番号として、不動堂神楽、素山貝塚、榎の木に続く第4回目の答申になるということでございます。一方、答申後に教育委員会で審議された結果、後藤の槍が指定の第何号になるかいうことは、美里町としては、関根神楽、不動堂神楽、史跡素山貝塚に続く「第4号」という番号になります。公文書としての処理上必要となる番号です。

委員長 ここだけで通用する数え方ですね。一般町民にとっては関係のないことなので紛らわしいです。十分価値があることが明らかであり、承

諾さえ得られればいつでも指定は出来るということが分かりました。

話は戻りますが、後藤の槍については資料に目を通していただいていると思います。新任の委員の方々は、今これまでの経緯が事務局から説明されたことにより大体分ったと思います。再任されている委員については、去年1年間をかけて槍の調査及び勉強会を開いてきたところですので、お判りだと思います。どのようなことでも結構ですので、ご意見を頂ければと思います。

齋藤委員 指定文化財の資料について、「工芸品」という記載がありますが、歴史資料についても、工芸品という言い方をするのでしょうか。人間国宝のような伝統工芸職人が現在作ったものであれば分かるのですが、古いものでも「工芸品」という言い方でよいのでしょうか。

事務局 有形文化財という言葉自体は、物理的に確認することができるあらゆるものについて、使用されます。建物や刀剣などが入ります。他の文化財指定事例を確認すると、工芸品という扱いが一般的であったことから、準用しております。

委員長 「工芸品」という言葉の使い方は存在します。広い意味で形のあるものはすべて、考古資料であっても「有形文化財」という言い方をします。ただ非常に範囲が広いものですから、有形文化財の中でもさらに「考古資料」とか「古文書」とかそういう形で分かれており、その中の一つの分野である「工芸品」という部類に分けたいというのが、事務局の説明であります。文化財に指定するとすれば古いものだけではなく、近代に入ってからのもも積極的に国でも文化財指定しています。明治や大正のものも指定されてきており、必ずしも新しいとか古いとかいった観点で「工芸品」という言葉を使っているものではないと思います。

栗野委員 この槍そのものについては良いのですが、保管とか展示については、これ以上に明記する必要はありませんか。

事務局 保管、展示等の状況については、今の状況を細かく書くことはせずに、良い環境ではないということのみを明記しました。また指定理由でありますので、あえて保存、活用についての具体的な記述、現実からかけ離れた活用策などは避けました。しかし、やはり理想についても明記するべき、ぜひこの点についてはきちんと記載してほしいというご意見ありましたら、ぜひこの場でお教えいただきたいと存じます。

栗野委員 事務局としては、これまで同様の保管場所で今後も保管していくつもりなのでしょうか。

事務局 役場及び町内の公共施設を探してみても、あの長さのものをそのまま、そっくり入れられる場所というのはありません。一番保存環境が

良さそうなのが、近代文学館の千葉亀雄文学室脇にある収蔵庫でした。そこには貸出用の複製絵画の他に寄贈された書や絵画作品が通常収蔵されており、施設自体にも機械警備が整備されている、部屋単独での施錠管理ができる、収蔵庫自体に単独での空調設備はありませんが施設全体での空調管理で補えることなどから、保管には適する場所ではないかと思えます。しかし、ほかの物も収蔵していることから若干の手直しをしないと、あの長さの槍を現状のまま収めるのは困難かと思われ、刀身は現状で既に柄から外しており、近代文学館の収蔵庫に保管していますが、白布に包んだままになっております。予算が付き次第、白鞘の作成を行い、適切に保存していきたくと考えておりますが、柄の保存については時間がかかると考えます。

栗野委員 せっかく指定になるのですから、できるだけ多くの方に知ってもらえるのが良いと思うので、ぜひ考えてください。

委員長 今、栗野委員が仰ったことは非常に大切なことです。ある意味指定することは簡単にできます。事務的に進めればよいわけですから。重要なのは指定に伴う保存と活用です。指定すればPRしますし、少なくとも町民には早いうちに知らせる必要があります。しかしそうすれば、当然見たいという人は必ず出てきます。これに対してどうするか、指定と公開は一体のものですから、保存と活用ももちろん一体として考えなければなりません。

確かにこの答申書では、保存方法、活用方法は明記していません。おそらく現時点では記載できないのでしょう。でもそれをこの答申書では求めていますよね。適切な保存と公開を実施してほしいということ、最後の段落で一緒につけていますから、これは教育委員会にて指定したからには、さっそくそれをやらなければなりません。今後は町の責任として保存活用しなければならなくなるわけですから、文化財保護委員会の意見では、適切な場所で保存公開しなさいという答申ですから、教育委員会には十分それをくみ取っていただいて、きちんとやっていたかなければなりません。

ざっくり言えば、長さが長さなだけにそう簡単なものではないと思えます。でも何か工夫すれば可能ではないかとも思えます。槍の本体を付けたままだと温湿度の関係で錆が気になるので、先日専門家からアドバイスを頂いたように刀身の部分を取り外して白鞘に納めて保存し、常日頃点検することを行えばよいと思えます。柄については、個人的に言えば、あまり神経質にならなくてもよいと思えます。直射日光に当てない、乾燥させすぎない、逆に湿気を高くしない、ある意味人間が一番快適にいられる60%程度の湿度と20度前後の温

度が確保されていれば、極端なこと言うとケースに入れなくても問題ないはずです。刀身と柄を分けて考え、その辺を工夫しながら保存を考えてください。指定しても公開されなければ、無いと同じで意味がありませんので。

事務局 公開については、どうしても6月中の教育委員会での指定と結び付けたいところがございます。槍が伝わった後藤家が治めた不動堂地域の夏祭りが7月中旬に予定されており、ぜひその夏祭りの場で地域の方々に披露、紹介したいと考えております。そのため逆算して6月の定例教育委員会での指定を念頭において準備する必要があります。また毎年11月の第1週が文化財保護強調週間になっていることから、そのタイミングでの一般公開を検討しております。

ただ来年度以降の展示のタイミングについては、保管場所や展示テーマなどとの関連が生じることから、よく検討する必要がありますが、指定された際には今年度中に最低2回は住民の方々に見ていただく機会を提供したいと考えております。

委員長 よろしいでしょうか。他になにかございませんか。別紙理由書の中の言葉づかいなどでもかまいません。本日の審議の結果として、教育委員会に提出するようになりますので。

栗野 当然展示する場合は、ここに記載のあるような云われなども紹介するようになりますか。

事務局 もちろん併せて紹介することとなります。

委員長 今回の答申書の記載内容が、今後の紹介文などの基本資料となります。よってよく吟味して答申する必要があります。では私の方からいくつか確認させてください。

文化財については「後藤の朱槍」との名称記載になっていますが、これは本文の中で、「後藤」もしくは「後藤家」と二つの記載が見えますが、何か意図があるのでしょうか。

事務局 大変申し訳ございません。そこまで意識せず作成しておりました。

委員長 名称として「後藤の朱槍」とするのか、「後藤家の朱槍」とするのは重要な問題になってくる。文書の説明の中での使い分けはどのようになりますか。

事務局 「家」が付く方が分かり易い部分があると考えます。私も不動堂出身なので後藤家、後藤様という言葉聞いて育ってきましたので、特に違和感を抱かぬまま作成してしまいました。大変申し訳ございません。

委員長 『仙台風俗志』ではどのように記載されておりましたか。当時は名物槍として「後藤の」という言い方だったのかもしれませんが。

- 事務局
委員長 『仙台風俗志』では「後藤氏」という表現になっております。
本文の中では、当時の呼び方がありませんでしたか。他の2本では「片倉の糊刷毛槍」「茂庭の胴白槍」という言い方が一般的であります
が、いかがでしょうか。
- 事務局
委員長 『仙台風俗志』の中では、やはり「氏」の記載となっています。
後藤家から寄贈を受けた時の台帳記載が「後藤の槍」で、そのまま「後藤」で来たのかもしれない。当時の人々、伊達の三本槍を見た人
たちは、「家」を付けずに読んでいたと考えられています。
- 事務局
委員長 寄贈当時の町の公民館報などでは、「後藤」という書き方になってお
ります。小牛田町史でも同様です。
- 委員長 言い伝えなどの歴史を重要視したほうが良いのか、今の感覚で「家」
を付けた方が分かり易いのかの違いがあると思います。
- 曽根委員 呼ぶときは「後藤の槍」で、本文中で説明するときは「後藤家から
寄贈された」という使い分けが良いのではないのでしょうか。この文章
を見るとそのような使い分けになっており、先の説明では事務方は意
識せずに作成したようですが、意図せずともきちんと使い分けがなさ
れているように見えます。名称としては「後藤の朱槍」でいいと思い
ます。
- 委員長 指定理由にも伊達三本槍の一つであり、「片倉の糊刷毛槍」「茂庭の
胴白槍」と並ぶものとして「後藤の朱槍」として民俗学的にも貴重で
あることが認められていることから、それらを重要視して「家」を付
けないことにするのは問題ないと思います。当時の言い方を尊重して
「家」を付けずに名称としてよろしいと思います。
- 荒関委員 本文中の「後藤の朱槍」と「後藤家の槍」には何か違いがあるのだ
でしょうか。本文を読む限りは『伊達世臣家譜』に記載の「後藤家の槍」
と、今指定しようとしている「後藤の朱槍」については同一のものだ
ではない可能性があるとの印象を受けますが、それでよいのでしょうか。
- 事務局 それで問題ありません。そのとおりです。『伊達世臣家譜』に記載の
「後藤家の槍」と、今町に残されているこの「後藤の朱槍」は、同一
のものだと特定できないというのが、今回の調査の結論です。このよ
うに文献に記載されている情報や、後藤家に残る言い伝えなどがどこ
かの時点で混ざり、今に伝わる伝承として成立したのではないかと考
えております。直接文献に見える槍が、今町に残されている槍である
と言い切れない状況でありましたので、区別するために「後藤家の槍」
との表現を用いております。
- 委員長 信長からもらったという槍、政宗からもらったという槍の2本が文
献では確認できます。ここの朱槍というのは信長からもらったものと

して言い伝えられています。政宗からもらった鳥毛の槍というのは、後藤家でも特に主張はしていない状況です。むしろ朱槍ということで信長と結びつけてきたわけです。しかしよく調べてみると政宗からもらった槍も後藤家にはあったと考えられるのです。説明文の中にもありますが、特定できないので、可能性の部分に触れるだけで止めているという書き方です。時代的には長い方の槍が信長の時代と関連がありますが、本当に信長からもらったものなのかという確認は取れないのです。伝承に関する絞り込みができない部分があることは致し方ないと思われま

栗野委員 家紋については特別記載しなくてもよろしいでしょうか。

委員長 袋槍に彫られている木瓜の紋は後藤家の紋で、それは織田家から頂いたとの言い伝えがあります。ただ袋槍自体が江戸時代のものですから、自家の紋として入れていても特に問題はないと思います。

まとめると、信長からもらった槍はどちらの槍か断定はできない。それから政宗からもらった槍かどうかもよくわからず特定はできない。でも槍そのものを見ると、一つは室町時代、一つは江戸時代のものであるという専門家の鑑定結果が出ているので、そういう点で歴史的にも十分な価値はあるということになります。もうひとつは、信長から拝領したなどという伝承の面白さがあります。髭の大男が槍を持つという慣わしとなっていた、仙台藩の3本の名物槍として知られていたなどの伝承の興味深さ、面白さ、そういう意味での民俗学的な価値も高く、この二つの評価点が合わさっての朱槍の真価とすることができ、この文章を読むとそれが指定の理由になっています。いかがでしょうか。

扇委員 「朱槍」というポイントについて、もっと強く表現しても良いのではないのでしょうか。武勇に優れた人に与えられたとか、それが家宝として後藤家で持ち続けてきたとかいうことに対して、そのような評価をされた後藤家というものを、もっと表現しても良いのかと思います。今後、住民に周知するなかでも、だれもかれもが朱槍を持てたわけではないということ、もう少し詳細に表すことはできないのでしょうか。

委員長 本文の後ろの方に書いてありますけれども。

扇委員 もっと強く表すわけにはいかないのでしょうか。

事務局 織田からもらったという点が確実視できない中で、後藤家が立てた武功について、どこまで説明するかは、確かに悩んだところはございます。またその朱槍...

委員長 扇委員が言っているのは、後藤家と信長との関係をもう少し詳細に説明しないと予備知識のない人にはわかりにくいということではない

かと思います。信長が唐突に出てきてしまうので、後藤家の祖先が信長にもらったということを少しだけ付け加えてはいかがでしょうか。また家紋も貰ったのだということも含めて、後藤家と織田家との関係を1、2行程度付け加えてみてください。

佐藤委員 そうしていただくと誰にでも分かり易いし、興味を引くので、そのようないわれを入れるのは非常にいいと思います。

栗野委員 そのように書いておけば、興味がある人ならきちんとその部分を読むはずですから、ぜひ入れてください。

委員長 それでは、先祖の名前が非常に似通っているため、かなり微妙な表現になるところはあるかと思いますが、整理した形で分かり易く、後藤家と織田家のかかわりを1、2行付け加えてください。また後藤の木瓜の紋、特に袋槍に木瓜の紋が彫られているということを宮城先生に了解を得た上で付け加えていただくのが、一番ではないでしょうか。それから後藤家が凄い家なのだということについては、最初の文に、伊達家の重臣である「宿老家」であったこと、知行高が2,000石だったことを付け加えてもらうということではいかがでしょうか。

荒関委員 資料『伊達世臣家譜』や『仙台風俗志』に記載のある情報のほか、後藤家に伝わる伝承で何か明文化されているようなものはないのでしょうか。

事務局 今のところ、その二つ以外は、明文化されているものは把握できていません。町史などの記述も、基本的にはこの『伊達世臣家譜』『仙台風俗志』からの引用と考えております。

委員長 よろしいでしょうか。今出していただいた意見に基づき、事務局には工夫して文章を考えてもらい、少し追記して答申としたいと思います。しかしもう一度委員さん方にお集まりいただくのも難しいと考えますので、もし許されるのであれば私がチェックして最終的に答申したいと考えますが、皆様よろしいでしょうか。

(全員 “ 異議なし ”)

委員長 ありがとうございます。それでは事務局は原稿修正の上、連絡をください。また本日の審議については、これで終了とします。ご協力ありがとうございました。

事務局 それでは最後に栗野副委員長より閉会の挨拶を頂戴します。

栗野 お忙しい中、答申案について長い時間審議いただき感謝申し上げます。任期期間中、文化財保護に向けてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事務局 では、これをもって平成28年度第1回文化財保護委員会を終了します。まことにありがとうございました。

(6) 閉 会 (午前 1 1 時 2 0 分)

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 2 8 年 7 月 日

委 員 _____

委 員 _____